# 浜松市鴨江アートセンター
# 並びに浜松市旧浜松銀行協会

# 指定管理者募集要項

浜松市市民部創造都市・文化振興課
令和４年６月

## 浜松市鴨江アートセンター並びに浜松市旧浜松銀行協会指定管理者募集要項・目次


１　浜松市鴨江アートセンター並びに浜松市旧浜松銀行協会の概要・・・・・・・・・・・・３
２　指定管理者が行う業務の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
３　指定管理期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
４　指定管理料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
５　利用料金の規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
６　事業所税の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
７　利用者減免の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
８　指定管理料の上限額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
９　応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
１０　提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
１１　指定管理者の募集及び選定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
１２　指定管理者の募集に関するスケジュール（予定）・・・・・・・・・・・・・・８
１３　募集要項の配布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
１４　募集要項に関する照会・質問の受付、応募者説明会、ヒアリング、プレゼンテーションについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
１５　提案書類の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
１６　費用の負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
１７　障がい者の雇用促進・就労支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
１８　選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
１９　実績の反映について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
２０　選考結果のおしらせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
２１　選考に関する応募書類の取扱いと情報の公開について・・・・・・・・・・・１１
２２　指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２


資料関係

・資料１「選定基準」

様式関係

・様式集「申請書等」

# 浜松市鴨江アートセンター並びに浜松市旧浜松銀行協会指定管理者募集要項

## １　浜松市鴨江アートセンター並びに浜松市旧浜松銀行協会の概要

■　浜松市鴨江アートセンターの概要

(1) 名称　　浜松市鴨江アートセンター

(2) 所在地　浜松市中区鴨江町１番地

(3) 施設概要等

ア　竣工時期　　昭和3年(1928年)10月
　　構造等　鉄筋コンクリート造地上３階建

イ　改修工事　　平成22年(2010年)3月～平成23年(2011年)2月
　　構造等　鉄筋コンクリート造地上３階建　Is値：1.27

ウ　敷地面積　　1051.46㎡　　延床面積　1,334.68㎡

エ　施設内容　　１階　展示室、会議室、ロビー他
　　２階　工房、展示室他
　　３階　会議室他

(4) 施設の設置目的

文化芸術に関し、創作活動、市民の交流及び情報の発信を推進し、もって市民の文化芸術活動の発展に資するため設置するものです。

(5) 開館時間

午前9時～午後9時30分

※　開館時間は、市との協議により変更（延長）が可能です。

(6) 休館日

年末年始（12月29日～翌年の1月3日）

※　休館日は、市との協議により臨時に休館し、開館し、又は休館日を変更することが可能です。休館日の詳細は、浜松市鴨江アートセンター条例をご覧ください。

(7) 年間利用者数

年間利用者数(平成 30 年(2018 年)度～令和 2 年(2020 年)度)

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|---|---|---|---|
| 開館日数(日) | 355 | 354 | 328 |
| 利用者数(人) | 32,612 | 29,302 | 17,337 |

(8) 法令等の規定

地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則、浜松市鴨江アートセンター条例及び同条例施行規則、浜松市鴨江アートセンターの指定管理者に係る行政指導指針及び処分基準、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針（以下「指針」という。）、浜松市文化振興ビジョン、「創造都市・浜松」推進のための基本方針

(9) 現在の指定管理者に関すること（管理者名・指定期間）

ア　指定管理者：浜松創造都市協議会・東海ビル管理グループ

イ　指定期間：平成30年(2018年)4月1日～平成35年(2023年)3月31日

■　浜松市旧浜松銀行協会の概要

(1) 名称　　浜松市旧浜松銀行協会

(2) 所在地　浜松市中区栄町３番地の１

(3) 施設概要等

ア　竣工時期　　昭和5年(1930年)4月

構造等　鉄筋コンクリート造地下１階地上２階建

イ　改修工事　　平成21年(2009年)6～10月

構造等　鉄筋コンクリート造地下１階地上２階建　Is値：0.83

ウ　敷地面積　　564.71㎡　　延床面積　587.84㎡

エ　施設内容　　地階　機械室

１階　展示室、事務室、収蔵庫他

２階　アートホール、ギャラリー、展示室他

(4) 施設の設置目的

旧浜松銀行協会（浜松市指定有形文化財）は、浜松が生んだ建築家・中村與資平の設計により、昭和５年に完成した建物で、市内に現存する数少ない貴重な戦前の西洋建築物です。

このような歴史的建造物の保存及び活用についての市民意識の高揚を図るとともに、郷土ゆかりの映画監督木下恵介に関する資料の展示施設及び文化芸術活動の拠点施設として市民の文化の向上を図るため設置するものです。

(5) 開館時間

午前 9 時～午後 5 時

（ただし、ギャラリー及びアートホールについては、午後 9 時 30 分まで）

※　開館時間は、市との協議により変更（延長）が可能です。

(6) 休館日

月曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日、年末年始（12 月 29 日～翌年の 1 月 3 日）

※　休館日は、市との協議により臨時に休館し、開館し、又は休館日を変更することが可能です。休館日の詳細は、浜松市旧浜松銀行協会条例をご覧ください。

(7) 年間利用者数

年間利用者数(平成 30 年(2018 年)度～令和 2 年(2020 年)度)

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|---|---|---|---|
| 開館日数（日） | 308 | 306 | 281 |
| 利用者数（人） | 4,322 | 4,384 | 1,525 |
| 観覧者数（人） | 3,035 | 3,205 | 1,412 |

(8) 法令等の規定

地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則、浜松市旧浜松銀行協会条例及び同条例施行規則、浜松市文化財保護条例、浜松市旧浜松銀行協会の指定管理者に係る行政指導指針及び処分基準、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針（以下「指針」という。）

(9) 現在の指定管理者に関すること（管理者名・指定期間）

ア　指定管理者：浜松創造都市協議会・東海ビル管理グループ

イ　指 定 期 間：平成 30 年(2018 年)4 月 1 日～平成 35 年(2023 年)3 月 31 日

## 2　指定管理者が行う業務の範囲

■　浜松市鴨江アートセンター

(1) 浜松市鴨江アートセンターの運営及び維持管理に関すること

(2) 浜松市鴨江アートセンター条例第３条に規定される事業の実施に関すること

(3) 施設の適正な運営及び維持管理のための公募仕様書（別添）に記載する業務に関すること

※　浜松市との協議により、自主事業が可能です。施設の一部を使用する場合は、別途市の許可が必要です。

■　浜松市旧浜松銀行協会

(1) 浜松市旧浜松銀行協会の運営及び維持管理に関すること

(2) 浜松市旧浜松銀行協会条例第４条に規定される事業の実施に関すること

(3) 施設の適正な運営及び維持管理のための公募仕様書（別添）に記載する業務に関すること

※　浜松市との協議により、自主事業が可能です。施設の一部を使用する場合は、別途市の許可が必要です。

## 3　指定管理期間

令和5年(2023年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日まで（5年間）

## 4　指定管理料

会計年度（４月１日から翌年３月３１日）ごとに支払い

毎月末日から１５日以内に指定管理者からの請求により、当該請求書を受領してから３０日以内に支払います。指定管理料は、毎月の後払いとなります。

利用料金制を採用しているので、施設の管理に要する費用と、指定管理者の提案する利用料金見込み額の差額を指定管理料として支払います。

## 5　利用料金の規定（以下の上限の範囲内で指定管理者が設定できますが、市の承認が必要です）

※　利用料金の詳細は、浜松市鴨江アートセンター条例及び浜松市旧浜松銀行協会条例をご覧ください。

**６　事業所税の有無**

市税条例施行規則により全額免除となりますが、申告が必要になる場合がありますので、浜松市財務部市民税課へ確認してください。

**７　利用者減免の手続**

浜松市鴨江アートセンター条例及び浜松市旧浜松銀行協会条例、浜松市鴨江アートセンター条例施行規則及び浜松市旧浜松銀行協会条例施行規則の定めにより減免することができます。

**８　指定管理料の上限額（管理に関する市の負担額の上限額となりますので、これを超えた提案額は失格となります。）**

179,500,000 円（消費税及び地方消費税含む）

※年度ごとの指定管理料は以下のとおり。

| | |
|---|---|
| （１）令和５年度 | 35,900,000 円（消費税及び地方消費税含む） |
| （２）令和６年度 | 35,900,000 円（消費税及び地方消費税含む） |
| （３）令和７年度 | 35,900,000 円（消費税及び地方消費税含む） |
| （４）令和８年度 | 35,900,000 円（消費税及び地方消費税含む） |
| （５）令和９年度 | 35,900,000 円（消費税及び地方消費税含む） |

**９　応募資格（次の条件を満たす団体に限ります。）**

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する団体でないこと

（２）会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生の手続が終了していない団体でないこと

（３）浜松市から入札参加停止を受けている団体でないこと

（４）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者が役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体でないこと

（５）暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと

（６）法人市民税等の市税、法人事業税及び法人税を滞納している団体、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない団体又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない団体のいずれにも該当しないこと。

（７）指針第１０条に規定する指定管理者選定会議の委員（当該公の施設の指定管理者の選定に関わる者に限る。）が役員等となっている団体でないこと。

（８）浜松市の市議会議員が役員となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に

関する法律（平成１１年法律第１１７号）第９条第４号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限る。）でないこと。

（９）浜松市の市長、副市長、教育長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員若しくは監査委員又は地方公営企業の管理者が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務又は、本市の請負の業務を行うこととなるものに限り、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの２分の１以上を出資している法人を除く。）でないこと。

（10）過去３年間に条例第１３条に規定する指定の取り消しを受けた団体でないこと。

（11）共同事業体による応募について

・共同事業体による応募は可とする。

（12）同一の施設に係る応募において、他のグループに属している団体でないこと。

（13）浜松市鴨江アートセンター及び浜松市旧浜松銀行協会の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力がある団体

## １０　提出書類

提出部数は１３部（正本１部、副本１２部）

なお、市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。

（１）指定申請書「別紙第３号様式」

（２）宣誓書「別紙第４号様式」

（３）役員名簿「別紙第４－２号様式」

（４）履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書

（５）定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

（６）過去３年間の貸借対照表、損益計算書（収支計算書）、など経営状況のわかるもの

（７）設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるもの

（８）①法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その３の３」

②直近２年間の法人事業税の納税証明書（本社、本店及び支社、支店、営業所等が静岡県内にない場合は、その所在する都道府県のものをご提出ください）

③市税の完納証明書

※指定管理者に選定された場合、①及び③は、毎年度終了後、事業報告書の添付書類として提出していただきます。

（９）「市外に本店を有し、市内に営業所等を有する者」として応募する場合は、以下のいずれか

①委任状「別紙第４－４号様式」

②法人市民税確定申告書（第２０号様式）又は市町村民税の均等割申告書（第２２の３号様式）の写し（提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの）

（10）浜松市鴨江アートセンター及び浜松市旧浜松銀行協会指定管理者事業計画書「別紙第５号様式」（全期間分）

（11）事業提案書（プレゼンテーション資料）
（12）提案資料の取扱いに関する回答書「別紙第４－５号様式」
（13）共同事業体の場合は、構成員、責任の範囲等を定めた協定書等
※共同事業体の場合、（2）～（9）は構成団体全てについて書類を提出してもらいます。

## １１　指定管理者の募集及び選定方法

（１）指定管理者の選定方法

指定管理者の選定は、公募により、応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる選定とし、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。

（２）選定にあたっての審査方法等

指定管理者の選定にあたっての審査は「市民部指定管理者選定会議設置要綱」に基づき「市民部指定管理者選定会議」（以下「選定会議」という。）を開催し、選定基準に基づいて審査します。

（３）選定結果等の通知

審査の連絡は、提案書類を提出いただいた応募者に対して速やかに通知いたします。

（４）協定の締結

市は、優先交渉権者（候補者）との細目協議、仮協定の締結、候補者を指定管理者とする市議会での議決を経て、指定管理者として指定し、市と指定管理者は本協定を締結します。

## １２　指定管理者の募集に関するスケジュール（予定）

| | |
|---|---|
| 令和４年６月２２日（水） | 募集要項の配付 |
| ６月２７日（月）～７月１１日（月） | 募集要項に関する照会、質問事項の受付 |
| ７月４日（月）（午後） | 応募者説明会、施設見学会 |
| ７月２０（水） | 質問事項に対する回答 |
| ７月２９日（金）～８月５日（金） | 提出書類の申請受付 |
| ８月中旬～８月下旬 | 選定会議委員及び所管課から応募者への質問期間 |

※応募書類に基づく事前質問を、応募者あてに行います。
質問の回答は、ヒアリング・プレゼンテーションの際に伺いますので、ご準備願います。

| | |
|---|---|
| ８月下旬 | 候補者選定のための選定会議<br>（ヒアリング・プレゼンテーションの開催） |
| ９月中旬 | 優先交渉権者の決定と応募者への通知 |
| １０月下旬 | 仮基本協定書の締結 |
| １２月下旬 | 指定管理者の指定（１１月市議会議決による） |
| １２月下旬 | 基本協定書締結 |

## １３　募集要項の配布

募集要項は、令和４年６月２２日（水）から８月５日（金）までの開庁日に配布いたします。

・配布場所：浜松市　市民部　創造都市・文化振興課

〒４３０-８６５２ 浜松市中区元城町１０３番地の２ 浜松市役所本館３階

電話：０５３－４５７－２４１７

・配布時間：午前８時３０分～午後５時１５分

また、募集要項は以下のとおり浜松市ホームページからもダウンロードできます。

【浜松市ホームページの掲載箇所】

市トップ →創業・産業・ビジネス →指定管理者制度 →公の施設における指定管理者制度

## １４　募集要項に関する照会・質問の受付、応募者説明会、ヒアリング、プレゼンテーションについて

○募集要項に関する照会、質問事項の受付

・受付期間　令和４年６月２７日（月）から７月１１日（月）まで

・受付方法　募集要項の内容等に関する「質問書」に質疑主旨を簡潔にまとめて記入の上、下記まで電子メールにて提出してください。

※　応募することを前提とした質問に限らせていただきます。

※　質問の内容は精査し、回答させていただきます。

※　電子メール以外の方法で提出する場合はご相談ください。

問い合わせ先　浜松市　市民部　創造都市・文化振興課　担当　杵渕

〔メールアドレス〕bunka@city.hamamatsu.shizuoka.jp

〔電話番号〕０５３－４５７－２４１７

・回答日　　令和４年７月２０日（水）を予定

・回答方法　　質問に対する回答は、説明会参加団体及び質問書提出団体に質問者の名前を伏せて電子メールにて一斉回答します。

○指定管理業務等についての説明会を開催します。

・日時　　令和４年７月４日（月）　午後１時３０分～午後３時３０分

・場所　　浜松市中区鴨江町１番地　浜松市鴨江アートセンター

※参加される場合は６月２９日（水）午後５時１５分までにご連絡ください。

※説明会への参加の有無が選定に影響を及ぼすことはありません。

○指定管理業務等についてのヒアリング（プレゼンテーション）を開催します。

・日時　　令和４年８月下旬を予定

・場所　　未定

※　詳細については、申請書類を提出された方に案内します。

## １５　提案書類の提出

指定申請書等、提案書類は、令和４年７月２９日（金）から８月５日（金）までに浜松市市

民部創造都市・文化振興課に提出してください。（必着。郵送可）

## １６　費用の負担

提出に関して応募者が要する費用については、それぞれの応募者の負担とします。

## １７　障がい者等の雇用促進・就労支援について

障がい者等の雇用を促進するため、障がい者等の雇用促進・就労支援について積極的に提案をしてください。また障害者就労施設等への発注等についても積極的に取り組んでください。

## １８　選定基準

別紙のとおり

## １９　実績の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、下記のとおり実績を反映するものとします。ただし、共同企業体で構成員が変更となった場合や、募集単位を見直した場合は対象となりません。

### （１）プレゼンテーションについて

次期選定時の選定会議でのプレゼンテーションは、現指定管理期間の状況報告を含んだ内容とし、一番初めに行っていただきます。

### （２）事後評価の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、毎年度の事後評価結果を、選定時の評価に反映させるものとします。

反映の方法は、毎年度の事後評価結果の総合得点ごとに定める「加算率」を合計し、評価を受けた年数で除して得られた割合「総加算率」を、次期選定時評価点に乗じ、得られた点数を加減点するものとします。ただし、指定管理の最終年度は、選定時期以降に評価が行われるため未算入とします。

| 総合評価得点（事後評価） | 得点の意味 | 加算率 |
|---|---|---|
| 80点以上 | 特に優れている | ＋5.0% |
| 70点～80点未満 | 優れている | ＋2.5% |
| 60点～70点未満 | 適正である | 0.0% |
| 40点～60点未満 | 努力が必要である | －2.5% |
| 40点未満 | かなりの努力が必要である | －5.0% |

【加減点例】指定管理期間5年間のケース

| 区分 | 指定管理期間 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | A | A/4 | |
| 事後評価点数 | 67.4 | 70.4 | 69.2 | 70.2 | 計 | 総加算率 | ※小数点第2位以下切り捨て |
| 加算率 | 0.0% | ＋2.5% | 0.0% | ＋2.5% | ＋5.0% | ＋1.2% | |

選定時評価点 75.4 点　×　1.2%　＝　0.9 点を加点

### （３）遵守事項の不履行について

毎年度の事後評価において、当該年度の実績が下記減点項目に該当する場合、それぞれの減点項目に応じて次期選定の評価から減点（４年目の事後評価までの累計点を減点）します。毎年度の減点の状況は、事後評価結果とあわせて公表します。

《減点項目》

・提案した業務及び自主事業の不実施
・労働基準監督署の調査（臨検監督）により是正勧告書が交付された場合
・その他関係法令の遵守に係る指導を受けるなどの法令違反
・当該施設に関係する事故又は不祥事があった場合
・加入すべき保険の未加入
・事業計画書、事業報告書の提出期限超過
・事業計画書、事業報告書が指定どおりの内容となっていない

## ２０　選考結果のおしらせ

応募者全員に令和４年９月中旬の発送を予定しています。

## ２１　選考に関する応募書類の取扱いと情報の公開について

（１）提出書類の不返却

提出された提出書類は返却しません。

（２）指定管理者選定に関する情報の公表

指定管理者の指定に関する情報は、すべての応募者について次の事項を公表します。

①応募者の名称

優先交渉権者（候補者）は、所在地も公表します。優先交渉権者（候補者）が共同事業体の場合は、構成員すべてについて公表します。

②選定理由

③提案の概要

④提案金額

⑤評価内容

⑥評価結果（点数）

※合格点は別紙選定基準参照。

（３）情報公開について

提出書類は、公平性、透明性を期すために「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が選考に関する応募書類の公表が特に必要と判断する場合には、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報を除き、原則公開又は公表するものとします。なお、公開又は公表する場合の提出書類の使用に関する費用は、無償とします。

（４）提案資料の取扱いに関する回答書

提出書類のうち、応募者が作成した提案資料についても（３）に記載のとおり原則として

公開又は公表しますが、例外的に、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報（応募者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより応募者の正当な利益を害する情報等）は、本市の判断で非公開又は非公表とします。

本市が応募者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、次のとおり回答書及び関連資料の提出をお願いします。

提出物　・提案資料の取扱いに関する回答書「別紙第４－５号様式」

・応募者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分がある場合は、その情報が分かる資料（提案資料の写しの該当部分にマーカーを引く、四角で囲う等したものを提出。ただし、文字が消えるような塗りつぶしはしないでください。）

※提出いただいた資料の該当部分の非公開又は非公表を確約するものではありません。

※「応募者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分がある場合は、その情報が分かる資料」は、１０提出書類に規定する提出部数に関わらず１部のみ提出で構いません。

## ２２　指定管理者の指定について

指定管理者の候補者選定後、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、浜松市議会に候補者を指定管理者に指定する議案を提案し、議決を受けることとなります。（令和４年１１月定例会提案予定）

なお、指定管理者の指定を受けられない場合において、候補者が本件に関し支出した費用については、一切補償しないものとします。

問合せ先

浜松市 市民部 創造都市・文化振興課　　担当者：杵渕

電話：０５３－４５７－２４１７

メールアドレス：bunka@city.hamamatsu.shizuoka.jp